

## 「JAカードローン（約定返済型）」商品概要説明書

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

商品名	JAカードローン（約定返済型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員とすることができます。</li> <li>●ご契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方。</li> <li>●前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ・農業者の方は、前年度税込年収が150万円以上ある方。</li> <li>●当JA（他JAを含む）との間でカードローン取引およびカードローン借換資金取引を行っていない方。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	●生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	●10万円以上50万円以内（ご契約額は10万円単位）。
借入期間	●ご契約日から1年後の応答日の属する月の約定返済日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●変動金利とします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、次の金額のうち、いずれか少ない金額を返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。 ・1万円 ・当月の約定返済日前日のお借入残高</li> <li>●任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことになりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</li> </ul>
利息の計算方法	●毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	●保証料（保証料率：年2.0%）をお支払いいただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> <li>●ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または <a href="#">（こちら）</a> にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦

	<p>情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA <a href="#">(こちら)</a> または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
<p>その他</p>	<p>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●印紙税が別途必要となります。</p> <p>●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</p>

